

役員等名簿 (公表用)

令和6年6月28日時点

法人名	社会福祉法人 洗心会
-----	------------

役職名	氏名
理事	小笠原 健
理事	河野 俊郎
理事	三上 博司
理事	佐々木 高範
理事	神谷 欽之亮
理事	高垣 恵美子

役職名	氏名
監事	大野 勝美
監事	五島 勝利

役職名	氏名
評議員	金本 捷敏
評議員	大成 紀美子
評議員	原本 弘子
評議員	青木 健夫
評議員	住田 直之
評議員	文理 一男
評議員	福本 博昭

## 社会福祉法人洗心会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員報酬（週3回以上勤務する者）
- (2) 非常勤役員等報酬（常勤役員以外の者）

### (報酬額の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額を支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額を支給する。
- 3 非常勤役員等が職務（役員会等）のため出勤又は出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月15日とする。支払日が休日又は金融機関の休業日に当たるときはその前日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

### (報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。
- 2 社会福祉法人洗心会 理事長報酬に関する規程（平成18年5月25日制定）  
社会福祉法人洗心会 役員等報酬及び費用弁償規程（平成27年4月1日制定）  
は廃止する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役 職 名	月 額
理 事 長	650,000円

※交通費を含む

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	22,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円